

当院は紹介受診重点医療機関として公表されました

当院は令和5年8月に【紹介受診重点医療機関】として、京都府のホームページにて公表され、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関（紹介患者への外来を基本とする医療機関）として、紹介受診重点医療機関の運用を令和5年11月1日より開始致します。

令和4年の診療報酬改定により紹介受診重点医療機関を、「紹介状なしで受診する」場合は、医療費とは別に特別の料金を7,000円徴収することが義務化されました。

普段の診療やお薬は「かかりつけ医」を受診していただき、「かかりつけ医」が専門的な治療や検査が、必要であると判断したときに【紹介状】をお持ちの上、当院への受診をお願い致します。

*特別な料金については別紙をご参照ください

別紙

令和5年
11月1日～

紹介状なしでの受診には
特別な料金が必要になります

初診の際に紹介状なし で受診された方	他院への紹介状交付 後も受診される方
初診時(+診療費)	再診時(+診療費)
医科 7,700円(税込)	医科 3,300円(税込)
歯科 5,500円(税込)	歯科 2,020円(税込)

特別な料金が免除される方

- ・ 他院からの紹介状をお持ちの方
- ・ 救急搬送などの救急受診時
- ・ 当院の他の診療科から院内紹介された方
- ・ 健康診断、がん検診等の結果により指示を受けて受診した方
- ・ 生活保護受給者、無料低額診療、公費負担医療の受給者の方
- ・ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ・ 災害により被害を受けた方